

令和4年度 一般会計予算
市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

地方消費税率の引上げによる引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。皆野町では、下表のとおり充当しております。

（歳入） 市町村交付金（社会保障財源化分）	101,000千円
（歳出） 社会保障施策に要する経費	1,240,758千円

■ 社会保障施策に要する経費

（単位：千円）

項目	予算科目			社会保障施策 に要する経費 ※	特定財源			一般財源	
	款	項	目		国 県 支出金	地方債	その他	市町村交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	401,076	259,784	0	0	22,521	118,771
			3 老人福祉費	174,529	9,078	0	3,750	25,774	135,927
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	272,775	167,157	0	10,000	15,240	80,378
			2 児童措置費	121,000	102,232	0	0	2,991	15,777
		(小計)			969,380	538,251	0	13,750	66,526
社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	4 国保・年金事務費	177,791	50,608	0	0	20,272	106,911
保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	18,616	168	0	0	2,940	15,508
			2 予防費	60,520	173	0	2,809	9,171	48,367
			4 母子保健費	14,451	1,226	0	108	2,091	11,026
(小計)			93,587	1,567	0	2,917	14,202	74,901	
計				1,240,758	590,426	0	16,667	101,000	532,665

※事務費や事務職員の人件費等は除外しています。